

備考

- 1 建築基準法第6条第1項の確認を受けなければならない建築等に伴い、消防用設備等を設置しようとする建築主は、本書に必要事項を記入し、確認申請書の正副の付近見取図の前に添付すること。
- 2 記入に当たって、手書きの場合は、ペン又はボールペンを使用すること。(消せるボールペン等の消去できるものは使用しないこと。)
- 3 ※印のある部分は、記入しないこと。
- 4 2以上の防火対象物を建築しようとする場合は、それぞれの防火対象物ごとにこの届出書を作成し、提出すること。
- 5 建築物の高さの欄は、建築基準法施行令第2条第6号に規定する建築物の高さを、建築物の軒高の欄は、同条第7号に規定する軒の高さを記入すること。
- 6 この様式における法令の略称については、消防法施行令は「令」、消防法施行規則は「規則」、神戸市火災予防条例は「条例」とする。
- 7 貯蔵取扱い等の欄は、該当するものを○印で囲み、その容量等を記入すること。
- 8 階別の欄で10以上の階を有する場合は、この用紙を2枚以上使用して記入すること。
- 9 消防用設備等の欄は、設置する消防用設備等を階ごとに「設置」と記入すること。
- 10 消防用設備等の欄に掲げるもの以外の消防用設備等を設置する場合は、空白の欄の左欄に設備名を記入し、設置する階ごとに「設置」と記入すること。
- 11 予定収容人員は、消防法施行規則第1条の3の規定により算定するものとし、予定収容人員の欄には、各階ごとの予定収容人数及びその人数の合計数を記入すること。
- 12 無窓階の欄は、無窓階に該当する階にあつては「無窓」と、有窓階(無窓階以外の階をいう。以下同じ。)に該当する階にあつては「有窓」と記入すること。
- 13 建築物に有窓階に該当する階がある場合は、その階の有窓計算(消防法施行規則第5条の3に規定する有効な開口部に係る計算をいう。以下同じ。)についての算定基礎計算書(有窓計算についての記載をした書面をいう。)をこの届出書に添付すること。ただし、神戸市火災予防条例第56条の2第2項に規定する申請又は通知に添付された当該階の平面図に有窓計算に係る記載がある場合は、この限りでない。
- 14 次に掲げる事項その他正本表面に記載できない事項等については、別紙に図示又は記入を行つたうえで、その別紙をこの届出書に添付すること。
 - (1) 消防法施行令第8条に規定する区画された部分に関すること。
 - (2) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)第2条第6号に規定する開放型廊下の検証に関すること。
 - (3) 渡り廊下に関すること。
 - (4) 増築の際の既存部分との関係に関すること。
 - (5) 神戸市火災予防条例第50条の10第2項に規定する可燃性発泡樹脂の使用状況に関すること。
- 15 防火管理計画等の概要の欄は、該当するものを○印で囲むとともに必要事項を記入すること。
- 16 特記事項の欄は、次に掲げる事項について記入すること。
 - (1) 建築物の使用形態に関すること。
 - (2) 危険物、高圧ガス又は火薬類施設についての許可申請の有無に関すること。
 - (3) 防火上の制限又は消防用設備等の設置について、緩和規定又は特例基準の適用を受けるために必要となる条件に関すること。
 - (4) 消防法施行令第8条に規定する区画、その他の防火区画の計画に関すること。
 - (5) 消防用設備等についての消防関係法令への適合性に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、防火上特に必要な事項
- 17 この用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とし、0.17mm以上の厚さを有する上質紙を用いて使用すること。
- 18 内容に訂正がある場合、訂正箇所にも二重線を引き、建築主または代理人の訂正印を押印すること。

消防用設備等設置計画届出書

副

神戸市消防長 宛		届出者(建築主)	
神戸市火災予防条例第56条の2の規定により次のとおり届け出ます。		住所(〒)	
代理人氏名		建築士事務所 電話	
敷地の地名地番		竣工予定日	年 月 日
防火地域	用途地域	種 別	品名・数量・出力・内容等
建築物の高さ	建築物の軒高	貯蔵 取扱い等	危険物・指定可燃物等 高圧ガス・火薬類 発電・変電設備 入力350キロワット以上の炉 ボイラー等
用 途	(令別表第1 項)		
工事種別	構造	(耐火 その他 準 耐 (イー ロー))	
敷地面積	㎡	建築面積	㎡
階 別		延 べ 面 積	㎡
床面積	申請部分		
	申請以外の部分		
	合 計		
用 途			
消 防 用 設 備 等	消 火 器		
	屋 内 消 火 栓		
	ス プ リ ン ク ラ ー		
	水 噴 霧 消 火 設 備 等		
	自 動 火 災 報 知 設 備		
	ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備		
	火 災 通 報 装 置		
	自 動 式 サ イ レ ン		
	放 送 設 備		
	誘 導 灯		
	避 難 器 具		
	連 結 送 水 管		
	非 常 コ ン セ ン ト		
非 常 電 話			
予 定 収 容 人 員			
無 窓 階			
消 防 用 設 備 等 の 概 要	屋内消火栓 (1号・易操作性1号・2号・広範囲型2号)	スプリンクラー (SP 共用SP 水道連結型) 個 同時開放	
	ポンプ室の位置	ポンプ室の位置, 水源容量, 構造	
	非常電源の種別	非常電源の種別	
	水源の容量, 構造	送水口の位置 弁, 電源, 水源等の監視 有 無	
	水噴霧消火設備等 (名称) 移動 固定	避難器具	
	防護対象物の位置, 用途, 面積	器具の種類, 設置場所	
	消火剤排出場所	減免又は代替施設の内容	
	連結散水設備 連結送水管	階段 (特別避難階段 屋外避難階段 告示第7号)	
	送水口の位置	その他の設備 グリーンドア 有 無	
	湿式 乾式	防火水槽 () t 総合操作盤 有 無	
自動火災報知設備 (自火報・住戸用・共用・特定小規模)	消防はしご車等進入路の代替の届出 ()		
受信機設置場所	ガスの配管等の敷設計画 有 無		
放送設備 操作部・遠隔操作器設置場所	防災物品の使用計画 有 無		
	EVストレッチャー対応 有 無 非常用EV (台)		

防火管理計画等の概要	所有形態	・単独所有・区分所有	予定防火管理者	職		
	使用形態	・自己使用・賃貸	予定防災管理者	氏名		
	管理計画	・自社管理・委託管理・占有管理	予定統括管理者			
	消防警備	昼 間	夜 間	条例第50条の4の5	要 否	条例第50条の4の6
・自社常駐 ・委託常駐 ・その他 ()		・自社常駐 ・委託常駐 ・その他 ()	法第8条の2の2	要 否	法第8条の2の5	要 否
防火管理者等の選任計画	・必要 ・不要	(単独選任 複数選任) 統括防火管理	防 災 管 理 者	要 否	可燃性発泡樹脂表示	要 否
その他特記事項			※共同住宅の場合 () 戸			
特記事項						